

令和5年8月1日

学事法制課

## 第1回委員会の審議事項に係る検討結果

意見	検討結果
○鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）について	
1 規則（案）第14条「電磁的記録の利用の方法」の複写したものの交付について	
<p>規則（案）第14条「電磁的記録の利用の方法」の規定については、情報公開条例施行規則の規定を参考としているが、その運用において、例示している録音テープやフレキシブルディスクカートリッジ等による利用は少ない状況にある。</p> <p>同条ただし書において、「各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行う」と規定されており、例示以外の利用方法も認められているが、実際の運用に合わせた表現となるよう、規定の内容を検討すること。</p>	<p>公文書管理条例の利用請求に基づく電磁的記録の利用方法は、情報公開条例における開示の実施方法と統一性を持たせるため、情報公開条例施行規則の規定を参考としている。</p> <p>今回の委員からの御意見を踏まえ、利用者に分かりやすい表現とする観点から、実際の運用に合わせた表現となるよう、規定の内容を修正することとした。</p>

## 【参考】鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）第14条

<p>（電磁的記録の利用の方法）</p> <p>第14条 条例第19条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）若しくはビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付</p>
--

# (案)

令和5年8月1日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県公文書管理委員会  
委員長 米田 憲 市

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）について（答申）

令和5年6月2日付け学法第77号で諮問のありましたこのことについて、  
当委員会の意見は下記のとおりです。

## 記

次の意見を付して、原案どおり決定することを適当と認めます。

### 〈意見〉

規則（案）第14条「電磁的記録の利用の方法」の規定については、情報公開条例施行規則の規定を参考に行っているが、その運用において、例示している録音テープやフレキシブルディスクカートリッジ等による利用は少ない状況にある。

同条ただし書において、「各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行う」と規定されており、例示以外の利用方法も認められているが、実際の運用に合わせた表現となるよう、規定の内容を検討すること。